平成２１年（フ）第２３８６０号
東京都北区昭和町１丁目10―11―202
破産者　宮田　裕史
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８６１号
東京都多摩市南野３丁目３番地２
破産者　有限会社ＯＫＡソーシング
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８６２号
東京都稲城市長峰３丁目８－１―208
破産者　岡　　幸信
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８６８号
東京都世田谷区世田谷３丁目17番７―514号
破産者　株式会社仙田商店
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８６９号
東京都世田谷区世田谷３丁目17―７―314
破産者　土屋　信吾
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８７３号
埼玉県さいたま市南区南浦和２丁目39番２号大雄ビル701号
破産者　有限会社コールインターナショナル
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９０３号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区18棟104号
破産者　森崎　照子
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１４４７７号
東京都品川区北品川３丁目２番２号
破産者　エイコー株式会社
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１５６号
東京都港区虎ノ門２丁目５番４号
破産者　株式会社アド・プロモーションヨン
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６８１０号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西14―202
破産者　名合　　實
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９２８号
東京都練馬区西大泉１丁目２―12―105
破産者　佐藤　洋一
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４５６号
東京都港区麻布十番２丁目７－５―1203
破産者　林　　綏子
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９５４号
東京都葛飾区立石２丁目８―11
破産者　野島　昌敏
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２８５号
東京都葛飾区南水元２丁目26―17
破産者　細谷　孝弘
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６６７号
神奈川県横浜市都筑区牛久保西２―22―６－Ｂ－２、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目27番５号
破産者　日本ホーウェイソフト株式会社
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８６８号
福島県郡山市安積町牛庭５丁目127番地
破産者　有限会社オートガレージコーシャ
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９５３号
福岡県北九州市小倉北区熊谷２丁目６－１－204
破産者　小松　陽子
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０４６号
埼玉県草加市瀬崎町1357―５―310
破産者　本田　良輝
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９１号
埼玉県さいたま市大宮区天沼町１丁目289―２―207、開始決定時の住所東京都足立区谷中３丁目１－７　第２谷中コーポ203
破産者　岡田　和明（旧姓水上）
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９２号
埼玉県さいたま市大宮区天沼町１丁目289―２―207、開始決定時の住所東京都足立区谷中３丁目１－７　第２谷中コーポ203
破産者　岡田　久美（旧姓水上）
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７２９号
埼玉県さいたま市緑区東浦和６丁目21―４―103
破産者　伊藤　裕昭
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部